

平成25年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成25年6月7日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		一般質問	
第 2	報告第 3号	繰越明許費繰越しの報告について(一般会計)	報告 報告 報告 報告 報告 即決 (一括) 総務文教付託
第 3	報告第 4号	事故繰越し繰越しの報告について(一般会計)	
第 4	報告第 5号	継続費繰越しの報告について(一般会計)	
第 5	報告第 8号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 6	報告第 9号	大竹市文化振興事業団の経営状況について	
第 7	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて(平成25年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第1号))	
第 8	議案第42号	大竹市附属機関設置に関する条例の制定について	
第 9	報告第 6号	予算繰越しの報告について(水道事業会計、公共下水道事業会計)	報告 (一括) 報告
第10	報告第 7号	継続費繰越しの報告について(水道事業会計)	
第11	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて(大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例)	即決
第12	議案第41号	固定資産評価員の選任の同意について	即決
第13	議案第43号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第14	議案第44号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第15	議案第45号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	即決
第16	平成25年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 3号から日程第 8 議案第42号(報告・説明・表決・付託)
- 日程第 9 報告第 6号から日程第10 報告第 7号(報告)
- 日程第11 認 第 1号(説明・表決)
- 日程第12 議案第41号(説明・表決)
- 日程第13 議案第43号(説明・付託)
- 日程第14 議案第44号(説明・付託)
- 日程第15 議案第45号(説明・表決)

○日程第16 平成25年請願第1号(説明・付託)

○出席議員(15人)

1番 西川 健三
 3番 網谷 芳孝
 5番 乃美 晴一
 7番 北林 隆
 9番 細川 雅子
 11番 上野 克己
 13番 原田 博
 15番 田中 実穂

2番 大井 渉
 4番 藤井 馨
 6番 児玉 朋也
 8番 山崎 年一
 10番 日域 究
 12番 寺岡 公章
 14番 二階堂 博

○欠席議員(1名)

16番 山本 孝三

○説明のため出席した者

市 長
 副市 長
 教 育 長
 総務 部 長
 市民生活 部 長
 健康福祉 部 長 兼
 福祉事務 所 長
 建設 部 長
 上下水道 局 長
 消 防 長
 総務課 長 併任 選挙
 管理委員会事務 局 長
 企画財政 課 長
 産業振興 課 長 併任
 農業委員会事務 局 長
 自治振興 課 長
 市民税務 課 長
 社会健康 課 長
 監 理 課 長
 上下水道局業務 課 長
 総務学事 課 長
 生涯学習 課 長

入山 欣郎
 大原 豊
 大石 泰
 太田 勲 男
 青森 浩
 正木 丈治

長谷川 寿 男
 稲田 正文
 西岡 靖
 米中 和成

吉岡 和範
 中川 英也

吉田 茂文
 北林 繁喜
 政岡 修
 香川 晶則
 重本 隆男
 野崎 光弘
 橋村 哲也

○出席した事務局職員

議会事務 局 長
 議 事 係 長

福重 邦彦
 三浦 暁雄

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、細川雅子議員、10番、日城 究議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

それでは日程に入ります前に、執行部から発言の申し出を受けておりますので、発言を許します。

建設部長。

○建設部長（長谷川寿男） 済みません、本会議の冒頭に発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

昨日の本会議におきまして、児玉議員からの一般質問に対する答弁で、事実と異なる点がございましたので、訂正しておわび申し上げます。

訂正の内容でございますが、晴海臨海公園の管理棟の構造につきまして、軽量鉄骨と答弁いたしました。その後確認いたしましたところ、現在の設計は重量鉄骨による鉄骨造でございました。誤った答弁となりましたことをおわび申し上げます。まことに申しわけございません。

十

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（西川健三） 日程第1、一般質問を行います。

6月6日の一般質問を継続いたします。

12番、寺岡公章議員。

〔12番 寺岡公章議員 登壇〕

○12番（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。12番、公正クラブの寺岡でございます。本日、最初の一般質問、最後の一般質問になろうかと思います。いささか恐縮しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは市内小中学校の一貫教育の様子と今後の展望について伺ってまいります。小方学園がスタートして、3カ月目に入りました。市では初の施設一体型の小中一貫校として、モデル校として位置づけておられます。児童・生徒もライフサイクルが大きく変化し、当初はそれぞれが戸惑いを持っていたことでしょう。ただそこは柔軟な子供たちでございます。昨日、同僚議員からの質問への答弁の中にありましたように、落ちつきを取り戻しているということでございます。まずは一安心しているところです。

玖波、大竹、それぞれの中学校区でも、小中連携から小中一貫にステップアップする方

向にあります。隣接型、分離型として、一貫教育を進めておられますが、このたび小方学園が一体型としてスタートした、教育委員会がこれまでまとめている授業づくり、集団づくり、活動づくり、学校づくり、これらを総称したJ S K Gプランの運用に大きな差が出ているだろうと、素人なりに推察しています。

まずは目に見えるようになって、比較ができるようになりました。施設一体型一貫教育、これと隣接型、分離型での教育環境の違いで新たに確認できたことがあるか、そこを伺いたいと思います。

また、栗谷中学校が休校して1年少々経過しております。大規模校と複式校の学習状況に差が出ないよう、適正規模に向けた手段として学校統廃合が進んだ結果、ほかの場所では本年度より1学区、1校区になりましたが、栗谷小学校のみ従来の形で運営されています。他地区と比べた課題など、いかがでしょうか。

次に、学校施設は貴重な市の財産でございます。学校教育施設使用条例とその施行規則にのっとり、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一般に使用させるものとしています。地域の住民が学校に入って活動することで、学校運営そのものにより影響を与えると理解しておられることは、市が作成してこられた各文書からうかがい知ることができます。学校施設の生涯学習、生涯スポーツの利用状況、現在どのようになっているのか伺いたいと思います。

まずは状況の理解をさせていただこうと思いますので、以上で登壇での質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは、寺岡議員の御質問についてお答えいたします。

まず1点目の小方学園の様子についてでございますが、この2カ月の間、たくさんの方が小方学園を訪問してくださいました。その際、子供たちも先生方も明るく活気があるという評価をいただいております。小学生と中学生が手をつないでの入学式、小中合同遠足、また小中学生と一緒に小方学園歌を合唱した落成式、中庭で小中学生と一緒に遊んでいる、ほほ笑ましい光景など、本当に順調なスタートが切れたと捉えております。

次に、小中一貫教育の推進にかかわって、分離型、隣接型と施設一体型との違いについてでございますが、玖波中学校区では昨年度、県の心の元気地域支援事業の指定を受けたことを契機に、総合的な学習の時間や特別活動の時間を使って、地域清掃や花植えといった地域行事へ参加するなど、小中合同での取り組みを行っております。大竹中学校区では、広島県の生徒指導指定校として長年の取り組みにより、生徒指導を中心とした連携の基盤が築かれてきました。昨年度からは、授業でも共通の課題に向けた取り組みを行っております。さらに小学生が掃除の仕方を学ぶために、中学校に実習に行き、それを持ち帰って実践するという新たな取り組みも今年度始まっております。どちらも小中連携を強化し、小中一貫教育に向けた基盤づくりが進められていると考えております。

一方、小方学園では、施設一体型の特徴を生かして、9年間を見通した教育の確立に努めているところでございます。現在、小中共通の授業スタイルや、生徒指導面での指導事

項をそろえることなど、小中の教職員共通理解のもとで教育活動が展開されております。教育委員会といたしましては、小方学園での取り組みを小中一貫教育のモデル校として、玖波中学校区や大竹中学校区においても普及していこうと考えております。

次に3点目の、栗谷中学校の休校に伴っての一貫教育についての課題でございます。栗谷小学校は小規模校の特性を生かして、伸び伸びとした教育活動が展開されております。昨年度から、小方学園と一緒に広島県の学力向上総合対策事業の指定を受けており、授業や生活上の決まりを統一するなど、連携した取り組みが行われています。また今年度は、合同研修の際に、教師だけでなく、栗谷小学校の児童も小方学園に来て、1日一緒に学校生活を送るという取り組みを行っており、小方学園との一貫教育に向けた基盤づくりを進めているところでございます。

最後に4点目の、学校施設における生涯学習、生涯スポーツの利用状況についてでございます。本市では、市民の皆様の生涯スポーツ、生涯学習活動の振興と地域に開かれた学校づくりの促進を図るため、学校開放事業を実施し、地域に根づいた活動拠点の場所と機会を提供しており、現在、盛んに利用されているところでございます。教育基本法にありますように、教育の目的は人格の完成を目指すという点にあります。子供たち一人一人を健全に育てていくためには、学校教育と社会教育は補完しあうことが必要であることは言うまでもありません。先ほど紹介いたしました玖波中学校区の心の元気地域支援事業は、学校教育と社会教育が補完しあう典型的な取り組みであると考えております。この活動を通して、子供たちは自己肯定感や自己有用感を高めてきていると思っております。寺岡議員から御示唆いただきましたことを参考に、学校教育と社会教育とが、これまでの連携を一步進めて、学校教育への人材活用や体験活動のプログラムの提供等について、前向きに検討したいと考えております。

今後も引き続き、本市の目指す、笑顔、元気、輝く大竹っ子の育成に向けて、御支援いただきますようお願い申し上げまして、寺岡議員の御質問に対する答弁を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） 御答弁をありがとうございます。いろいろと現状をお話しいただきました。

すごくいいところを御紹介していただいて、私自身もうれしい気持ちがあるんですが、一方で解決しなければいけない、乗り越えていけない課題などもお持ちだと思んですが、そのあたりはちょっと御紹介が漏れていたようですので、ちょっと追加をしてお話をさせていただければなというふうに思います。課題が今もしあれば、早いうちからこういった場に出して、多くの知恵を集めて、その課題の解決に向けて、向かっていくべきかなと思いますので、またそのことについてはお願いします。

それからいろいろ、このたびの質問を準備するに当たりまして、先ほど教育長のほうからもありましたように、自己肯定感と自己有用感、あともう1つ、これまで市の教育委員会からいただいた資料の中に、自己存在感というくくりがあるんですね。これらの使い分けをどのようにしていらっしゃるのか、同じような意味で使っておられるのか、ちょっと

わからないんですけども、これが区別できていないと、現場のほうで効果的な指導というのはなされにくいかなと思いますので、ちょっとこの辺をお願いいたします。

2回目はそれで。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（大石 泰） まず、小方学園の課題ということですけども、昨日もお答えしましたけども、やはり小学校文化と中学校文化の違いというもの、それをどう融合させていくか、そして小中一貫教育校としての特色をどう打ち出していくか、そういうことがやはり大きな課題であろうかというふうに思っております。学校では本当に新たな取り組みとして試行錯誤している取り組みが続いているわけですけども、その中で小中一貫教育校、大竹市初として、どんな特色を出そうとしているのか、それを実践の中から打ち出していく、そういう大変な作業が待っているというふうに捉えております。

次に、自己肯定感、自己有用感、自己存在感のそれぞれの違いですけども、基本的に、まず自分を自分として認められる、自分が周りから認めてもらえる、そういう役割というもの、これがやはり自分を認めてもらえる、そういった喜びをまず自己肯定感というふうに捉えております。

人のために、周りのために自分が役に立っていける、そういったことを自己有用感、周りのためにどれだけ自分が、人のために尽くしていけるのか、集団の中でどんな働きを持つことができるのか、そういう意味合いを自己有用感として捉えております。

以上、お答えになりましたでしょうか。

自己存在感というのは、自分が今、自分としてここにいるという、生きているという実感でしょうか。ちょっとうまく言えませんが、申しわけございません。

以上で終わります。

○議長（西川健三） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） どうもありがとうございます。まず課題を挙げていただきました。小方が今スタートしまして、玖波と大竹、あと栗谷も学校がありますけども、新しいきれいな校舎で新しい試み、先生方も一生懸命頑張っておられるということで、ほかの地域の保護者や子供たちは羨望のまなざしで見てる部分もあるのかなというふうにも思います。

そこで、小方のよい部分を別の場所でしっかり応用させて、一貫校としての今後の大竹市の施策に生きていくんだというふうには思うんですけども、特色という言葉を使いました。一貫校のですね。私の解釈ですけども、小中一貫校というのは大きな方針ではありますけども、赤ん坊を20歳の成人にするための手段にすぎないかなという部分もあるかなと思います。ただ、この20年間のうちの半分、約9年間ですから、重いのはもちろん重いというふうに思います。その小方学園の開校というところで、大竹市が今、全体的に取り組んでいる小中一貫という流れに、ぜひ弾みをつけていただくような、そういう特色をつくっていただきたいなというふうに思います。

その特色なんですけれども、先ほど登壇して質問した中で、生涯学習、生涯スポーツというふうなところもさせていただいて、お答えをいただいたところなんですけれども、学校の中に大人が入っていける環境と、学校開放も総合計画、わがまちプランの中では、いろ

いろいろたわれている部分もあって、今まさにやっていらっしゃるんですが、この部分をもう少し拡大できないかなという、そういったところでちょっと私の考えを述べさせていただいて、改めてお尋ねをしたいと思うんですが。

子供たちが成長する要素の1つ、もちろん学校の授業や先生とのやりとりもそうなんですけれども、先生でも親でもない、地域の大人とのよく言われる斜めの関係ですよね。友達でもない、先生や親でもない、地域のおじちゃんたちという斜めの関係ですね。そういった大人たちの、大人同士のやりとりを間近で感じるということで、大人のたしなみというものを覚えていくのではないかなというふうに思います。これは道德教育などに若干近い部分もあるかもしれませんが、ふるまいなど、声かけなどがあるのではないかと思います。私自身もやはり人生の先輩方のふるまいというのを拝見させていただいて、勉強をさせていただいている途中で、まだ。

言葉かけを例に出していえば、例えば学校では、ベテランの先生方も新米の先生方に対して、先生と呼んで敬語で会話をしていられちゃいますよね。二、三十人規模、先生方、教職員の皆さん方が1つの会社ではないですけど、組織としてやってるとすれば、同人数程度の規模の民間の事業所内では、上司と部下、先輩後輩というのは、もっと厳しいものがあるのではないかなというふうに思います。ただ、地域に戻れば、俺おまえと、そういうつながりになっている、そういうのを子供たちが間近でどう感じれる環境をつくれるかというのは、学校教育という分野に、カテゴリーに、カテゴライズされずに、教育として考えていくべきではないかなというふうに思います。

十

長い時間をかけて、人と人とのコミュニケーションが円滑に進めるための知恵であるというふうに思うんですけども、その言葉かけ以外にも、いろいろとふるまいや配慮、それぞれ大人たちがしているものを子供たちは見かけていっているのではないかなというふうに思います。小中一貫教育の一面で、9年間の異年齢交流がありますが、例えば小学生と地域の大人たちのかかわりというのは、その拡大版になるわけですね。異年齢交流というのは間違いないと思います。その大人のふるまいを見て、子供たちはまず模倣から入って、時には感心されて、時にはちょっと失敗をしながら、たしなみというものを身につけていくのではないかなというふうに思います。

学校開放などをもう少し拡充していけないものかと。大人が学校にかかわる場面を、入っていく場面を広げられないかというところではありますが、現在、学校のカリキュラムのほうに協力してくださっている地域の皆さん方、これはもちろんやっていただきながら、それだけではなくて、生涯学習や生涯スポーツで、みずからが学習者として学校の施設を利用していく、このあたりをもう少し現状よりも利用のしやすい制度と環境を整えるべきだというふうに私は思います。

現在もちろん、随分、学校長の意向などで融通をきかせてくださっているところもあります。それを市の教育委員会が、市の方針として出すことで、学校側もより動きやすくなるのではないかなというふうに思います。スポーツ少年団などは、まさに指導者たる地域の大人、それから保護者も来ますし、子供たち、競技者、それらがかわっています。

ルールというのは、学校教育・社会教育のほうで施設利用について、当然設定しながら、

学校とか地域とか、こだわりを今までより、もう少し、緩くしていくべきではないかなというふうに思います。

きのうも話題に上がりました人口減社会において、限りある市の施設をどのように有効に活用していくかというあたりにもかかわるのではないかなというふうに思いますが、そのあたり、学校の施設を地域の方、市民の皆様にもう少し活用していただくような方策、何かないか、伺いたいと思います。それが特色になり得るだろうというところなんですけれども。

あとは、自己有用感と肯定感、存在感についてお話しいただきました。これらは私なりに比べて、マズローの欲求5段階の部分かなと思いました。一応、調べてはきたんですけども、その中の第2段階から第4段階、社会的欲求であるとか、承認の欲求であるとか、その辺につながるのかなというふうに思いましたので、ぜひ今後、区別をしながら使い分けていただいて、その子、その集団が持っているスキルに合わせたかかわりをやっていただきたいなというふうに思います。

では先ほどの学校の地域利用について、ちょっとお願いします。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（大石 泰） いろいろ御示唆いただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、小中連携と小中一貫教育について少し触れられましたので、今の学校の特色という点で、少し述べさせていただきます。まず小中連携につきましては、やはり小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育というふうに捉えております。小中一貫教育につきましては、小中学校が9年間を通じた教育課程を編成して、それに基づいて行う系統的な教育というふうに捉えております。今、小方学園では、その9年間を見通した教育課程をどう編成していくか、それがまた小方学園の特色になっていくのではないかなというふうに考えております。

次に、学校教育活動の中に大人が入り込んでいく余地はどうだろうかという御質問ですけども、やはり大人の方、地域の方が学校の中に入って子供たちと接していただくというのは、大変有用であると考えております。地域の人の生き方、そして考えを知ることが、子供たち一人一人のこれからの将来に役立っていくものというふうに思っています。また、一緒に活動していくことで学ぶべきところも、たくさんあろうかなというふうに思っています。現在、学校の中では総合的な学習の時間や特別活動において、地域の方の協力をいただいて、そして指導いただいたり、また一緒に教育活動をしていただいたりしているところがございます。また、読み聞かせ等のボランティアの方も、しっかり学校教育の中に入っていただいて、子供たちへの指導をしていただいているというふうに理解しております。また、学校教育施設につきましては、今現在、学校教育施設の開放事業というものをしております。学校教育施設をできるだけ多くの方に使用していただくという形で、条例も決めて利用いただいているところですが、さらにもっと展開できないかということでございましたけども、今の利用をさらに発展させていくという形でしか今お答えできません。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（西川健三） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） ありがとうございます。今の利用をもっと発展させていくという御答弁をいただきました。具体的にどうするかというのは、また実情などとすり合わせていただいて、最も適した形で進めるのがいいかと思いますが、その根本的なところは、今、私と教育長のやりとりがあったような、地域の人たちが学校に入っていくと、その姿を子供たちに見せると。一義的な教育というものではなくて、それを見た子供たちが学ぶと、学習するというあたりも大きな意義があるかと思いますが、平たく言えば、趣味のような生涯学習活動でも、その大人同士のやりとりを子供たちが見るというのは、人生の大きな勉強になると思います。そのあたりで、将来的には学社融合に向けて、いろいろと御考察をいただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

ちょっと学校利用について、もう少し具体的にいきたいところもあるんですけど、条例では、先ほどありましたように、学校施設の利用の規約といいますか、そういうのがあって、一応ルールがあるんですけど、それが対外的に学校施設利用の手引のようなプリントでも何でもいいんですけど、そういうのはあるんでしょうかね。内規の有無というのは確認してないので、例えば今私がちょっと何々小学校の教室を借りたいなといったときに、市のホームページのほうにはちょっとよく見つけきれなかったんですよ。条例からじゃないと、学校って使えるんだというのがわからなかったんで、学習機会の損失に私にとって、それはなりますから、そういう手引があるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。なければひつくっていただければなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

十

それから、学校について特色をどのように、特色をつくったのはいいけど、どのように知っていただくかという手法についてちょっと話をしていきたいんですけども。今、市のホームページが大変充実してきています。どんどん今までのかた苦しい行政がつくったホームページというものから脱却してきているなというふうに思います。各学校のページも拝見させていただきました。小方中学校、玖波中学校の2校は、毎日日記のようなものを写真つきで掲載されて、これはすごい手間だなと脱帽をいたしました。すばらしいと思います。事務局のほうもいろいろ情報発信をやっておられます。これも小まめにやってもらって、いい情報発信になってるなと思います。その他の小中学校もそれなりに頑張っておられますが、まだ数年前の入学案内のものとかがありまして、そのあたりはやはりチェックをされたほうがいいのではないかなというふうに思います。小方学園も、先ほど言いましたように、本当に写真つきで毎日の児童・生徒の活動、学びの風景を紹介いただいて、小中一貫の成果というのも私たちにも外におりながらよく伝わってきます。

そうして学校の様子を知ることで地域に愛される学校に近づけると、そういうツールになってるなというふうに思うんですが、わがまちプランのほうでも、市のホームページを活用して教育施策を積極的に発信することを、市がすることということで、担っておられます。先般、開設されましたフェイスブックページですよ。これの活用について、今教育委員会としてはどのようにお考えかなというふうに思います。今のところ学校教育関係の情報というのは、4、5、6、7日の4日間ではちょっとまだ見当たらないので、産業

振興課とか、あと社会健康課、このあたりはよく発信をしてくださってるなと、利用してくださってるなというふうに思うんですけど、ちょっとそのウェブを使った情報発信についてお考えを。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（大石 泰） まず最初に、学校教育施設の利用についてでございますけども、現在、市の教育委員会のホームページ、そしてまた実際には教育委員会、総務学事課、また生涯学習課のほうへお問い合わせいただいて、それに答えるというような形になっております。今の手引ということでございますけども、今の詳しいことについては、やはり個別の相談という形で応じておりますので、またそういう声が強いようでしたら、その手引の作成というのも検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、情報発信についてでございますけども、各学校本当にそれぞれの学校の特色、また、学校の教育活動を地域や保護者に情報発信をしていくということで、ホームページであるとか、また学校便りであるとか、そういうことで努めているところでございます。今御紹介いただきました小方中学校、そして玖波中学校、本当に毎日日記を更新している。そして、大竹中学校においても大竹中日記というのがありますので、毎日の更新にはなっておりますけれども、本当に割とよく更新をされているのではないかなと思っております。広島県内においても、大竹市の学校はホームページが充実しているというふうに自負しております。

次に、教育委員会のフェイスブックについてでございますけども、今、市のほうでもフェイスブックということで取り組んでおりますが、教育委員会としてもフェイスブックについて今後どういうふうに活用していくか、それを考えていきたいというふうに思っております。今後の課題というふうに捉えていただければと思っております。以上でございます。

○議長（西川健三） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） 学校施設の利用のほうにつきましては、いろいろ現状を見ながら御検討いただきたいというふうに思います。フェイスブックのほうなんですけれども、担当者、担当の部署の皆さんがいろいろ御苦労しながら開設されて、私も何年か前から自分のページは持っているんですけども。これのいいところは、わざわざホームページなり、ブログなりに来てもらわなくても、会員になってる人たちに情報を勝手に配信してくれて、見てもらえるというところはすごく、とにかく情報の押しつけにもとられかねませんけども、いい発信ツールであるかなというふうに思うんです。

先日地元の小学校の運動会に行ったときに、プライバシーは気にしながら写真をとったものを1枚、学校で運動会がありましたというふうに紹介したら、広島とか福山の人から、大竹は芝生のグラウンドすごいねというコメントが返ってきたわけですね。これは、もう私たちは当たり前のように何となく受けとめているところがあったんですが、やっぱり広い視野で見えてみると、まだまだそういった芝生のグラウンドが周りにない学校、自治体もあるのかなというところを新たに発見しました。それを自分の子供なり、学校の先生方は、クラスの生徒なりに、児童・生徒に、フェイスブックでこんなのを載せたら、こんなコメ

ントが何々県から返ってきたんよというふうになれば、自分の学校に対する愛着というのは、ますます湧くのではないかなと思いました。ぜひいろいろな活用の仕方があると思いますので、検討していただけたらというふうに思います。

もう最後の質問なので、まとめに入りたいんですけども、まずは市民の皆さん、地域の皆さんが学校に入ることについて、これまで子供を介しての学校とのかかわり、これしかない人と、それにプラスしてみずから文化活動なり、スポーツ活動をするために学校に出入りする人、子供を介して保護者として学校にかかわりのある方と、自分が学校の施設、音楽室やグラウンドを利用して文化活動・スポーツ活動のために学校に出入りしている人、この人たちは恐らく、その学校に対する愛着度合いって違うと思います。昨日の同僚議員の質問のお答えの中で、教育長のお答えの中で、地域の方に愛していただける学校というふうにありましたが、子供もおらず学校に行く用事もない地域の人は、どうやってその学校を愛するのか、そこはちょっと疑問に思いまして、わかりますか、自分に子供や孫がいなくて、学校と直接関係なく、自分が学校に何かスポーツや文化活動をするために学校に行くでもなく、要は学校に縁のない地域の人たちって、かなりいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよ。でも、その人たちも明らかに地域の方というのは間違いのない。その方々に学校を愛してもらうには、どうすればいいのか。地域に愛してもらう学校づくりというのは、すごくいい言葉だと思いますし、ぜひそうあっていただきたいので、そのあたりはやっぱ具体的にどうすれば愛していただけるのか、学校にかかわっていたのかというのを考えたいかなというふうに思います。

十

学校と自分がしっかりかかわりをもっていけばこそ、教育行政で何か困ったことがあったときには、真っ先に理解をしてくれて、真っ先に手をかしてくださるのではないかなというふうに思います。課題のほうも、いろいろ挙げていただきました。多くの課題を自覚していらっしゃる教育行政の当局のほうが、手をかしてくださるかもしれない皆さん方の可能性というのを狭めてしまつては、これは余りいい策ではないなというふうに思います。ですから、学校にかかわれる機会、学校施設を利用させていただく機会としての生涯学習、生涯スポーツ、そのあたりにはぜひ思いを広げていただきたいかなというふうに思います。

教育長には、教育委員会の事務局のトップに、このたび就任なさいました。これまでの経歴を拝見いたしますと、学校教育のプロとして、すごい経歴をお持ちで、学校教育というカテゴリーの中で議論をすると、私なんぞはこてんぱんにされてしまうんだろうなというふうに思うんですが、教育委員会事務局のトップということは、総務学事課と生涯学習課の両方にバランスよく指揮をとっていただく必要があるかなというふうに思います。そのあたりは腕の見せどころとして、役割分担する場面もあるでしょうし、力を合わせなければいけない場合もあるでしょうし、課題解決、いろいろな力があると思いますので、お互いの長所をうまく、活躍していただきながら、教育委員会事務局の運営をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に何かコメントがあればお願いしたいのと、先ほど学校に対する愛着というところで、ちょっとお話をさせていただいたんですが、これは私がふだん、住民自治であるとか大竹を愛する人づくりであるとか、そちら辺の分野で市長のほうにも質問をさせていただ

いていることと論調は変わらないわけなんですよね。市長、何か今の教育長と私のやりとりで感想があればお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

5回目ですので、私はもうこれで終わりますが、お二人どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（大石 泰） 寺岡議員さんの御示唆をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず最初に、フェイスブックについてですが、活用については本当に検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。地域から愛される学校ということでございます。学校の施設、また学校に働いている人間の給料、全て税金から成り立っております。つまり、学校のオーナーは地域、保護者でございます。学校は子供の姿を通して、地域・保護者にその教育活動の是非を問うものであるというふうに思っています。子供たちは地域の中で生活します。学校に直接かわりのない人も、子供たちの姿をしっかりと地域の中で見てもらえると思っています。学校がどんな指導をして、どんな教育をしているのか、それは子供たちの姿で判断されるのではないかなというふうに思っています。例えば、道でおばあさんが重い荷物を持っていたと、そうすると子供がふと声をかけて、おばあさん荷物を僕が持つよという声をかけられたと、その姿を見て、こういう子供が育っていればこの学校に自分のお金、税金を払っても惜しくないなと、そう思っていたのではないかなと思っています。やはり学校に携わっている者は、子供たちにどんな生きる力を育んでいくか、やはりそれが一番大切なことであろうと。もちろん、学校も地域にどんな教育活動をしているのか発信をして、また地域の方にも学校に来てもらって、子供の姿を見てもらうということは、本当に大切なものであるというふうに思っています。ぜひそういった、大竹市内の全ての学校が、地域から信頼される学校、地域から愛される学校、それをつくってまいりたいというふうに思っています。今後とも御示唆のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 大竹を愛する人づくり、そして学校に愛着を持っていただく人づくり、大変示唆に富んだ御質問をいただき、大変ありがたく思います。自分も教育ということについて、不得手ながら一生懸命考えているような次第でございます。しつけということは、愛犬や猫に対しても、しつけという言葉を使いますが、教育という言葉は使いません。人だけに当てはまる活動だというふうに理解をしております。その中で、学校教育、学校で子供たちを教育する。社会教育、わかったようでわかりません。社会人を教育するのか、社会人が子供たちを教育するのか、非常にわかりにくい言葉をそのまま使っております。その中で今議員が、社会人が学校の中に入って子供たちを教育していく場面の大切さについても言及をされました。子供たちは学校で、もちろん学力については先生方から学んでまいります。同級生、子供たち同士でいろんなことを、生き方について学んでまいります。もう1つは、今度は小方小中学校のように、上級生、はるか年の離れた上級生との間で新しく今度は生きる力を学んでまいります。

さらに大きなところで今度は、生きる技術であるとか、社会的な通念であるとか、いろんな社会的常識であるとか、そういうところは、学校に来てくださる保護者の皆様方、またいろんなところで大人たちがかわりを持ってくださる人たちの中で学んでまいります。そこは1つ大きな役割があらうかと思えます。それと今度は大人たちは、学校にかかわることで地域に対して愛着を持ってもらえる。学校に愛着を持ってもらえる。まさに学校というのは、その地域のシンボルになるような地域であります。そこに一生懸命かかわっていただくことによって、まさに大竹を愛する人づくりに役に立つというふうに考えております。ぜひこれからも、学校にしっかりとかわっていただきながら、自分自身が学習し、自分自身が教育を受けるという立場のものと、それからさらに子供たちに大きな影響を与えていくということ、そのことをこれからもやり続ける、そういう意味で、今議員が御提案いただきました、学校の門戸を広げていきながら、地域の皆さん方とかかわりが、やりやすいかわり合いがあるような学校というようなことについては、教育委員会のほうにもお願いを続けながら、やっていきたいというふうに思います。そして、それぞれの地域がよくなることによって、大竹全体が大竹を愛する人たちで、まさにあふれて、いい大竹になっていく、そういうことになってくれたらと、まさに自治に、たえ得る市民の皆様方になっていただければというふうに思います。議員の御提案をいただきながらの御質問、大変ありがたく感じております。ありがとうございます。

○議長（西川健三） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

+

#### 日程第2～日程第8〔一括上程〕

報告第 3号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 4号 事故繰越し繰越しの報告について（一般会計）

報告第 5号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 8号 大竹市土地開発公社の経営状況について

報告第 9号 大竹市文化振興事業団の経営状況について

認 第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））

議案第42号 大竹市附属機関設置に関する条例の制定について

○議長（西川健三） 日程第2、報告第3号繰越明許費繰越しの報告についてから、日程第8、議案第42号大竹市附属機関設置に関する条例の制定についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 報告第3号から、報告第5号、報告第8号、第9号、認第2号及び議案第42号の7件につきまして、一括して御報告並びに御説明を申し上げます。

初めに、報告第3号から報告第5号につきましては、平成24年度から平成25年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調整しましたので、御報告をさせていただきます。

くものでございます。

それでは、報告第3号繰越明許費繰越しの報告について、御説明を申し上げます。

第2款総務費の地域まちづくり事業につきましては、事業完了まで時間的余裕がなかったため、繰り越しをしたものでございます。

第3款民生費の地域介護・福祉空間整備事業につきましては、地域密着型介護老人福祉施設整備事業者に対する補助事業でございますが、施設整備の進捗におくれが生じ、年度内での完了が困難となったため、繰り越しをしたものでございます。

第6款農林水産業費の県営事業負担金につきましては、広島県が施工する漁港の整備について、事業の執行状況に応じて繰り越しをしたものでございます。

第8款土木費の環境整備事業及び市営住宅改修事業につきましては、平成24年度の国の補正予算による経済対策として社会資本整備総合交付金を財源とした道路や市営住宅の改修を実施しているところであり、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越しをしたものでございます。

新町18号線道路改良事業につきましては、当該路線内に埋設されている老朽配水管の布設替工事を実施するに当たり、関係利権者等の協議調整に時間を要することとなり、年度内に完了しなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金につきましては、広島県が施工する砂防及び港湾の整備について、事業執行に応じて繰り越したものでございます。

第10款教育費の小方小学校・小方中学校移転改築事業につきましては、旧校舎の残存備品の売却、運搬及び廃棄処理業務につきまして、年度内に完了しなかったため、繰り越したものでございます。

玖波小学校屋内運動場耐震診断事業につきましては、平成24年度の国の補正予算による社会資本整備総合交付金を財源として実施しているところであり、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

次に、報告第4号事故繰越し繰越しの報告について、御説明を申し上げます。

第8款土木費の小方19号線道路改良事業につきましては、工事の進捗状況により年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

駅小島新開線外2路線（大竹駅東口広場）整備事業につきましては、関係機関との協議の中で事業内容の変更があり、再調整に時間を要し、年度内での事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

次に、報告第5号継続費繰越しの報告について、御説明申し上げます。

第10款教育費の小方小学校・小方中学校移転改築事業につきましては、平成23年度から平成25年度の3カ年の継続費を設定しておりますが、事業の執行状況に合わせて、平成24年度の予算のうち、4億4,162万8,225円を平成25年度へ通次、繰り越しをしたものでございます。

以上で、報告第3号から第5号に至る3件の繰り越しの報告を終わります。

続きまして、報告第8号大竹市土地開発公社の経営状況について、御報告を申し上げます。

まず一般会計の事業概況でございますが、平成24年度中に取得した用地はございません。処分いたしました用地は、玖波36号線道路改良事業用地及び南栄3丁目宅地造成用地3区画の計4件を総額3,836万5,965円で処分しました。

次に収益的収支につきまして、御説明を申し上げます。

収入総額は5,533万9,366円であり、支出総額は7,730万75円で、差し引き2,196万709円の純損失となりました。

続きまして、特別会計の事業概要について御説明を申し上げます。

この特別会計は、岩国大竹道路事業に関する用地の先行取得を行うための会計でございます。

平成24年度中の用地の取得面積は1,812.76平方メートルで、取得費用は3億5,697万3,855円でございます。処分いたしました用地は、国土交通省による再取得用地で、処分面積は8,121.74平方メートルで、処分価格は13億8,106万2,582円でございます。

収入総額は13億8,107万2,769円であり、支出総額は13億8,106万2,582円で、差し引き1万187円の純利益となりました。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

続きまして、報告第9号大竹市文化振興事業団の経営状況について、御報告を申し上げます。

平成24年度の事業概要でございますが、平成15年度から生涯学習課と連携し、総合市民会館、大竹会館、地区公民館及び図書館などの社会教育施設の管理運営や公民館講座、市民文化講演会などの社会教育事業、青少年健全育成事業及び放課後児童クラブの管理業務を実施いたしました。

スポーツ振興の分野においては、大竹駅伝や市民健康づくり大会などに従事いたしました。また市との協定に基づき、職員の研修を実施いたしました。

次に、収支の状況でございますが、収入総額1億715万4,253円に対して、支出総額は9,687万2,727円でございます。

市からの補助金収入1億715万3,000円に対して、1,028万273円が当年度の市への返還金となります。

また、本事業団の当期正味財産増減額は4万2,320円の減額となりました。

なお財務諸表につきましては、お配りしております決算報告書のとおりでございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

続きまして、認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）の御説明を申し上げます。

本件は、平成24年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成25年度の歳入を繰り上げてこれに充てるための予算措置が必要となりました。しかしながら市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定に

より、平成25年5月20日付で専決処分をいたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に4億3,931万5,000円を追加し、予算総額を12億7,292万3,000円としたものでございます。

次に、今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、平成24年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入の総額は9億112万9,902円となる見込みでございます。歳入の主なものは、自然公園用地として一般会計が購入した大願寺地区や、岩国大竹道路整備事業に係る代替地として売却した晴海地区などの土地売却収入が合計で約5億1,500万円、晴海商業用地の土地貸付収入が約2,500万円、一般会計繰入金が約3億6,100万円でございます。

歳出の主なものは、各造成地の維持管理経費や地方債の繰上償還を含む公債費などが約8億3,700万円となります。これに、平成23年度決算における繰上充用金約5億400万円を加えた歳出の総額は13億4,044万4,246円となる見込みでございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと4億3,931万4,344円が不足となる見込みであり、この金額を平成24年度の不足額として、平成25年度の歳入を繰り上げて、充用したものでございます。

以上で、認第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号大竹市附属機関設置に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本件は、行財政改革の取り組みの一環として附属機関に関する事務の標準化に取り組んだ結果として、本市が任意に設置している附属機関を1つにまとめて条例化しようとするものでございます。

これまで、個々の条例に規定していました機関を、一本の条例にまとめて規定することで、附属機関の位置づけをより明確にし、委員の委嘱や会議等の運営事務の標準化を図ろうとしたものでございます。

新たに設置する条例でございますが、第1条には、大竹市に設置する任意の附属機関をこの条例に規定するという趣旨を、第2条には、附属機関の名称、事務、委員に関すること及び庶務担当部局を別表にして表すことを、第3条から第11条には、附属機関の標準的な運営に関することを、第12条には、本条例に定めるもの以外に必要な事項がある場合の委任について定めております。

また、附則で、この条例の施行日、新条例に移行した結果、不要となります旧条例の廃止、現在委嘱されている委員がその身分を継続できるようにするための経過措置、新条例への移行に伴う関連条例の一部改正を定めております。

以上で、報告第3号から報告第5号、報告第8号、第9号、認第2号、議案第42号の報告並びに説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（西川健三） 10番、日域議員。

○10番（日域 究） 議案第42号大竹市附属機関設置に関する条例の制定について、少々お尋ねいたします。

今、副市長は何と言われましたかね。一括に移行することによって事務の合理化とか、行政改革と言われましたよね。これをどの職員がどれだけ真面目にやったのかって、私すごく思うんですけども。例えば、個別に要するに審査会とか委員会とかも附属機関ですね。それを単に設置するだけが目的のような条例もたくさんあります。それをまとめることにおいては合理化だと思います、正直言って。でもそうじゃなくて、そのことはサブであって、もっと大きな目的があって、それを遂行するための一部としてそういう委員会が設けられているというのが、中にはあります。典型的なやつが、情報公開条例と個人情報保護条例です。これは、私、正直言いまして、皆さんの条例案をつくる能力について、少々疑いたくなるんですけども。この条例を持つてゐる自治体と持つてない自治体があります。それで、つくっているところは、もう何年も前につくっているところもあります。今つくらなくちゃいけないということもないだろうと思うんですけども。典型的なのが個人情報保護条例です。この条例は、情報公開審査会というんですかね、あれを設置するとか、その運用方針とかが、その条例の中に全部書いてあるんですが、その審査会をつくるというものを新しい条例で引っこ抜きます、そうしたら審査会の定義がなくなったら、それに対する運用のことは書けなくなりますよね。まず定義がないんですから。だから、それは今度、規則に落とすんですよ。個人情報保護条例というのは、3分割されて、2つの条例と1つの規則になる。国が、法律に書いてることをわざわざ消して、法律を消して、政令に変えるとか省令に変えるって、私は聞いたことがないんですね。省令や政令を、今回は法案化する、政令では弱いから立法化する、そういう話はあるだろうと思います。法律を消して、なくして、それを下へおろすなんてことは、あり得ないことなんですよ。どういう考えでこれをやろうとしたのか、去年の7月からだという話を朝聞きましたけども、そのあたり、もう一回教えてください。これは、市長のメンツにもかかわります。こんなわけのわからん条例をつくるんか、大竹市はって。お答えください。

○議長（西川健三） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） では、私のほうから答弁させていただきます。ちょっと長くなると思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、この時期になぜこの改正をするかというところから始めさせていただきます。附属機関の見直しにつきましては、事務を効率的にしようという行革の取り組みの一環で今回行っております。私どもは、行革の中で事務の総点検という、日常的に行っている事務の流れを図式化し、その一つ一つのプロセスを点検し、改善を加えることで、最も効率的な事務のあり方を確立しようとする作業に取り組んでおるところでございます。この作業を各課にある同様な事務を進め、点検し、最も効率的な事務のあり方を確立すれば、その効果は一気に全庁的に広げることができます。そして、同様な事務はどの課でも同じやり方でやるということを前提にすれば、異動による経験の損失も少なくなります。このように整理された事務は、マニュアルを見れば誰がやっても同じように効率的にできること

から、これを事務の標準化と、私どもは呼んでおります。

この事務の標準化は、項目を選択しながら、2年前から取り組んでいます。現在までに取り組んだ事務といたしましては、共用物品の取り扱い、庁内照会回答文書、証明受付事務、交付事務等でございます。審議会等事務も取り組んでまいりました。審議会事務の標準化には、平成24年7月から取り組んでいます。この取り組みの中で、休止中の機関が目立ったこともあり、この際、法や条例に定める附属機関だけでなく、規則等に定める類似の合議体についても、一緒に事務の標準化だけでなく、会議の必要性やあり方を整理していきました。その結果が、現在、提案させていただいております本条例案でございます。

次に、行革は行政、社会の仕組みづくりとして、わがまちプランの前提条件となっているものであり、重点取組方向の1つとして、スピード感を持って取り組むべきものであると考えております。私どもも、平成25年3月議会に本条例を提出することを目指し、検討してきましたが、年度初めに施行できるように、なかなか難しい検討時間を費やしたものでございます。

残念ながら、平成25年3月には間に合いませんでしたが、できることから取り組んでいくという、行財政改革の姿勢のもと、来年度を待たずに今回提案をさせていただいております。もちろん、恒常的に開催されている附属機関がほとんどなく、年度途中で見直したとしても、それによる事務負担は議員に心配いただくほど大きいものでは、現在のところ、ちょっとこれは今、私のほうが余分なことを言いましたが、議員に心配していただくほど大きいものではございません。

一括条例をするには、同じタイプの会は同じように事務を行うほうが効率的だという、事務の標準化と、市の組織として附属機関がこれだけあるというのがわかりやすくなる、行政組織の明確化の2点の意図があって、個別、上位法を精神をゆがめてはならないというような意図。ゆがめるような意図は全くありません。そのため、それぞれの附属機関の担任する事務を規定していますが、そこにはもともと規定してあった条例や法の名称が、そのまま書かれているのがほとんどで、そのまま移行してきたというイメージでございます。今回の一括条例で規定する24機関のうち、個別の機関設置条例があるのは6個、これに新たに附属機関として6つの機関を加えると12機関でございます。例えば、この12機関を一括条例にすると、これと同じ数だけの個別、条例中に規定されている附属機関が存在することになり、かえってわかりにくくなり、とても整理したとは言えませんが、任意設置の附属機関は一括して各法により必置となっている附属機関は個別条例で規定するよう、整理したものでございます。

条例の規定するものが、そのまま一括条例に移行する形のもの、また条例の規定するものが、一部が一括条例に移行し、その他の主として会の運営に関することで標準化できない部分については規則に委任するもの、規則に規制されていたものを一括条例に移行するものと、もとの機関がどのように規定されていたかによって、手法は異なることになります。条例の改正は、議会に提案して行われ、規則の改正は執行機関で行われるという、手続に違いはありますが、条例であっても規則であっても、法の精神にのっとって規定されております。また規則は告示し、市例規集でいつ見ても確認できる状態にありますので、

いつでも勝手に変えられるというものではございません。一定の見直しをした結果、一括条例ができたわけでございますから、会の実施の仕方や構成員など、変更のあった部分は少しございますが、役割を変えたものはございません。規則に移行する際に、法の趣旨を変えてしまおうというような改正はいたしませんので、これだけはお約束いたします。

また、今度は一総務部長としてでございますが、職員の気持ちの中にノープレイ、ノーエラーが楽であるとか、根づくようなことがあるような寂しい方向には持っていきたいと考えております。以上です。

○議長（西川健三） ちょっと待ってください。日域議員さん、ちょっと議長からお願いがあるんですが。

○10番（日域 究） はい。

○議長（西川健三） この議案につきましては、総務文教委員会のほうへ付託をいたします。そういったことで。

○10番（日域 究） よくわかっております。今、言われたことに対して、質問させていただきます。

○議長（西川健三） 今の分に対して、また総務文教委員会のほうで議論をしていただくことで、今の分では。

○10番（日域 究） 本会議と委員会は違いますから、もうちょっと時間を。

○議長（西川健三） もう一回だけ。だから最後まで聞いてください。ですから議長のほうから、もう一回だけ許しますから、ひとつよろしく願いますということを言うんです。

○10番（日域 究） わかりました。ありがとうございます。

じゃあ一回しかないんで、私も長くなります。

まず一番、今の答弁を読んでましたよね。そういう議会でいいのかって。想定問答を用意するのは結構です。今、私が言ったことを想定で、作文を書いているわけですね。大竹市議会では原稿なしでやらんかって、私そう思いますよ。あそこでたらたら読むというのは、ほとんど頭に入らんわけですよ。つまりながらも考えながらしゃべったことというのは、生きてるんですけどもね。それは直接関係ありません。

今、部長のおっしゃったことは、1つ大きな間違いがある。事務の合理化、標準化は結構。それはインサイドの話ですね。行政のほうで、税金を使ってやるんだから、無駄なことはしたくない、すべきじゃないってわかります。合理的にやってほしいのは、もちろんあります。ただ、個人情報保護とか、情報公開というのは、市役所内部の、行政内部の合理化の話とは質が違うんですよ。これはアウトサイドの問題なんですよ。市民に対して何かを、権利を保障している問題なんですよ。

一回しかないから全部言います。実を言うと、きのう帰って私、調べました、一生懸命。都道府県で持っているところがちらちらある。市町村で持っているところもちらちらある。今、記憶に残っているのは笠岡と下関でした。笠岡まで見る暇がなかったんですけど、下関を開いてみました。同じようなものがありました、4年前につくっていました。でも、情報公開と個人情報とは完全に触れていません。個人情報というのは、さっき、何度も言いますけども、内輪のものではない、合理化していいものではない、個人情報、情報公開と

というのは、そこを見たら全体がぱっと見える、そのことが何より大事です。その事務の合理化と市民の権利という、本来明確に分けるべきことを勘違いされていませんか。できたら、これを修正してください。こんなつまらん条例、多分ほかのまちにはありませんよ。

最後に、私の正直な気持ちを言わせてもらいます。幽霊の正体見たり枯れ尾花。皆さん方のことです。もう1つ言います。角を矯めて牛を殺す。以上です。この市民の権利と事務の標準化は別ですよという質問に答えてください。

○議長（西川健三） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） 市民の権利と事務の標準化は、日域議員の言われるとおり、別々のものであります。当然でございます。私たちも、市民の権利を奪うような考えは何ひとつございません。これについてはお約束いたします。以上です。

○議長（西川健三） 他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第8号及び報告第9号の5件は報告事項であります。以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第2号を採決いたします。

認第2号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって認第2号は、これを承認することに決しました。

議案第42号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9～日程第10〔一括上程〕

報告第6号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）

報告第7号 継続費繰越しの報告について（水道事業会計）

○議長（西川健三） 日程第9、報告第6号予算繰越しの報告について及び日程第10、報告

第7号継続費繰越しの報告についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 稲田正文 登壇〕

○上下水道局長（稲田正文） それでは、報告第6号及び第7号につきまして、一括して御報告申し上げます。

初めに、報告第6号予算繰越しの報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成24年度大竹市水道事業会計及び平成24年度大竹市公共下水道事業会計の建設改良費の繰り越しを、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

最初に水道事業会計における繰り越しの内容でございます。

配水管改良工事は、施工場所において埋設管や地下水が支障となり施工方法を変更したことや道路使用に関して地元との調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となり、繰り越しを行ったものでございます。

続いて、公共下水道事業会計における繰り越しの内容でございます。

大竹下水処理場無停電電源設備改築更新工事は、12月に実施した指名競争入札において、入札参加者が1社のみであったため入札を中止し、入札方式の変更の検討を行い、改めて一般競争入札で入札を実施いたしました。こうしたことから、これらの手続等に2カ月程度を要したため、年度内完了が困難となり、繰り越しを行ったものでございます。

また、小島汚水中継ポンプ場電気設備改築更新工事は、事業の早期完了を図るため、いわゆる「アベノミクスの三本の矢」の1つである国の補正予算において追加要望を行った結果、年度内での契約が困難となり、繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、報告第7号継続費繰越しの報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成24年度大竹市水道事業会計の継続費の通次繰越しを、地方公営企業法施行令第18条の2第1項後段の規定により、御報告するものでございます。

継続費の繰り越しの内容につきましては、耐震診断事業及び防鹿水源地電気設備更新設計事業の通次繰越しを行ったものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第6号及び第7号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 認 第1号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（西川健三） 日程第11、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 認第1号専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成25年4月1日から施行されることになり、直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定が必要となりましたが、市長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日付で大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、これの御承認をお願い申し上げます。

それでは、改正条例の主な概要について御説明させていただきます。

1点目として、固定資産税に関する改正でございますが、土地改良事業による仮換地等の指定があった土地に対する固定資産税の納税義務者の特例措置について、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業が終了したことに伴い、当該事業を削除するものでございます。

また、耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その適用を受けることができる改修費用が30万円以上から50万円を超える額に改正されることに伴い、改正日前に改正前の要件を満たす契約を締結したときは従前の減額措置を受けることができるとする経過措置として、申告書に添付して提出すべき書類について整備するものでございます。

2点目として、特別土地保有税に関する改正でございますが、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業が終了したことに伴う当該事業の削除について、特別土地保有税についても固定資産税と同様の規定があるため、あわせて削除するものでございます。

3点目として、都市計画税に関する改正でございますが、地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うものでございます。

以上が、改正の主なものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては固定資産税に関するものは附則第2条、都市計画税に関するものは附則第3条にそれぞれ規定しております。

以上、簡単ではございますが、認第1号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、認第1号を採決いたします。

認第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、認第1号は、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第41号 固定資産評価員の選任の同意について

○議長（西川健三） 日程第12、議案第41号固定資産評価員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第41号固定資産評価員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

本市の固定資産評価員につきましては、従来から税務担当課長を選任しておりますが、固定資産評価員に選任しておりました税務課長の佐伯隆文氏が、去る4月1日付の人事異動により保険介護課長に転任いたしましたので、後任の固定資産評価員に現市民税務課長の北林繁喜氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第41号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、これに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第13 議案第43号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第13、議案第43号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 太田勲男 登壇〕

○総務部長（太田勲男） 議案第43号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、本条例において、特別職の職員で常勤のものが、退職し、または死亡したときの給与の支給については、その日の属する月まで支給するものとしております。これを、一般職の職員の給与の支給と同様に、退職したときは、退職した日までとし、死亡したときは、死亡した日の属する月までの支給とするため、改正をしようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第43号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第44号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（西川健三） 日程第14、議案第44号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 長谷川寿男 登壇〕

○建設部長（長谷川寿男） 議案第44号市道路線の廃止及び認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、提案させていただきました廃止及び認定路線につきましては、油見トンネルの開通により、国道186号の旧道の区間となりました油見三丁目1272番地先から木野一丁目480番4地先に至る旧道部分のうち、既に市道認定されております部分以外を市道として認定しようとするものでございます。

玖波青木線につきましては、油見三丁目1272番地先を起点として玖波六丁目1703番3地先を終点としておりますが、この起点を新町二丁目863番2地先と変更しようとするものでございます。

中市立戸線につきましては、立戸二丁目2393番5地先を起点として本町一丁目2424番2地先を終点としておりますが、この終点を元町二丁目425番地先と変更しようとするものでございます。

また、新たに、元町三丁目424番75地先を起点として木野一丁目480番4地先を終点とした路線を元町木野線として市道認定しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第44号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第15、議案第45号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、原田 博議員。13番。

〔議会運営委員長 原田 博 登壇〕

○議会運営委員長（原田 博） 議案第45号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、以前に開催されました議会改革研究会において、慎重に御審議いただいた中で、一定の結論を得ましたことにつきまして、改正しようというものであり、議員がその職を離れた日が月の中途である場合に、議員の報酬を、現在の月割りから日割り計算に改めるものでございます。

それでは、条例の一部改正でございますが、第2条中、任期満了、辞職、失職、除名、死亡または議会の解散により、その職を離れたときは、その当月分まで支給するを、任期満了、辞職、失職、除名、死亡または議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで支給するとするものであります。

最後に、附則でございますが、公布の日から施行すると規定するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第45号の提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号を採決いたします。

議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 平成25年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（西川健三） 日程第16、平成25年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成25年請願第1号は、総務文教委員会に付託いたしま

す。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月8日から6月18日までの11日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、6月8日から6月18日までの11日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。6月10日午前10時から総務文教委員会を、6月11日午前10時から生活環境委員会を、その後、生活環境委員協議会、6月12日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その後、まちづくり対策特別委員会、6月13日午前10時から安心安全対策特別委員会を、その後、議会改革調査会を開会する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

6月19日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時38分 散会

十

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月7日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 日 域 究